

千葉県煙火消費許可要領

(目的)

第1条 千葉県内における煙火消費（以下「消費」という。）に関しては、法令に特別の定めのあるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保安物件 道路、鉄道及び建築物であって、消費に伴い発生し得る災害から保護すべきもの（道路管理者等の同意を得た道路又は災害防止の措置を講じた建築物であって所有者及び管理者等の同意を得た建築物を除く。）
- (2) 保安距離 消費の際に消費場所（打揚げ場所）から保安物件及び観衆等（関係者を除く。）に対して確保すべき保安上の距離。
- (3) 演出効果用煙火 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会、テーマパークの特殊効果、その他これらに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために消費する煙火（打揚煙火を除く。）
- (4) 煙火玉 次のアからウまでに掲げるものをいう。
 - ア ほか物 号砲及び段雷等の少量の割り火薬を用いた重量の軽いもの。
 - イ 割り物 菊及び牡丹等の多量の割り火薬を用いた重量の重いもの。
 - ウ 吊り物 ほか物のうち、吊り星及び連星等の吊り物又は袋物。

(消費者の義務)

第3条 煙火を消費する者は、省令に定める技術上の基準及び本要領を遵守するほか、状況を常に把握し、必要に応じて煙火の消費を中止するなど、災害防止を最優先とした自主保安に努めることとする。

(打揚煙火の保安距離)

第4条 打揚煙火の保安距離は、消費の実態に応じて次の各号に区分し、煙火玉の大きさによって別表1のとおりとする。

- (1) 1級保安距離 観賞用として消費する場合であって、消費場所周辺

に人家が密集し、かつ極めて多数の観衆が予想される場合の保安距離。

(2) 2級保安距離 次に掲げるいずれかに該当する場合の保安距離。

ア 観賞用として消費する場合であって、消費場所周辺に人家が密集しているときの保安距離。

イ 観賞用として消費する場合であって、多数の観衆が予想される時の保安距離。

ウ 合図等信号用として消費する場合であって、多数の観衆が予想されるとききの保安距離。

(3) 3級保安距離 消費場所周辺に人家が少なく、かつ観衆が少ないと予想される場合であって、消費の実態に応じて煙火玉の種類限定及び災害防止の措置をとったときの保安距離。

(4) 観賞用及び信号用以外のため消費する場合にあつては、前各号の規定を準用する。

(打揚煙火以外の煙火の保安距離)

第5条 打揚煙火以外の煙火の保安距離は、種類及び消費場所並びに消費の実態に応じて、次の各号の距離とする。

(1) スターマイン（煙火玉その他ザラ星等を連続的に打ち揚げるもの）は、第4条の規定を準用する。

(2) 水上（地上）仕掛等の保安距離は、別表2のとおりとする。

(3) 演出効果用煙火の保安距離は、別表3のとおりとする。

(4) 手筒花火の保安距離は、別表4のとおりとする。

(5) 前各号に該当しない煙火の保安距離は、20m以上とし、その距離は、煙火の種類及び消費場所並びに消費の実態に応じ、市長と協議して定めるものとする。

(保安距離の特則)

第6条 第4条及び第5条に規定する保安距離は、次の各項の一に該当する場合は、市長との協議によりこれを短縮することができる。

2 第4条第2号に規定する打揚煙火の保安距離は、次の各号の措置を講ずることにより、3級保安距離とすることができる。

(1) 品質管理が十分なされた煙火玉を使用すること。

(2) 煙火玉は球形であつて、その直径が12cm以下のものを使用する

こと。

(3) 煙火玉に方向性を与えるため縄又は紐等を取り付けるなどの災害防止の措置を講ずること。

(4) 風向きが保安物件及び観衆等に向いているとき又は向くおそれがあるときは煙火の消費を中止すること。

3 別表3中2の(1)から(3)に規定する演出効果用煙火の保安距離は、次の各号の措置を講ずることにより、その保安距離を短縮することができる。

(1) 消費する煙火及び煙火に付随する設備に観衆等が直接触れない距離を確保すること。

(2) 保安物件及び観衆等に対して防護板を設ける等の災害防止の措置を講ずること。

(3) 不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても保安物件及び観衆等に危害が及ばない煙火の構造若しくは措置を講ずること。

4 前2項のほか、保安物件及び観衆等に対して災害防止の措置が講じられていると認められる場合は、保安距離を短縮することができる。

(消費方法)

第7条 消費場所において煙火を取り扱う場合には、省令第56条の4の規定によるもののほか次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災警報（強風の場合）が発せられているときは、消費を中止すること。

(2) 煙火は、消費する前に1個ずつ確実に導火（みちび）を点検し、黒玉の発生を防止すること。

(3) 消費に際しては、打揚火薬を点検し、筒ばね防止に万全を期すること。特に、早打ち用煙火については、張り込み打揚火薬の脱落の有無をあらかじめ点検し、さらに打揚げ直前に再点検すること。

(4) 吊り物煙火については、高圧電線、電車の架線等の設置状況及び建築物の屋根の状況等を考慮し、危険が予想されるときは消費しないこと。

(煙火の特殊な消費方法)

第8条 打揚筒を垂直上方以外に向けて煙火玉を打ち出して消費する場合又は演出効果用煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合は、第7条を

遵守するほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 打揚煙火及び二次開発を伴う演出効果用煙火（星等の二次開発であって打揚げによる点火が確実なものは除く。）は、観衆等に向けた打ち出しを行わないこと。
- (2) 打ち出しの際の衝撃により当該打揚筒等の方向が変化しないように確実に固定すること。
- (3) 打揚煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合は、文献、試験又は過去のデータ等により、筒の傾斜角度、発射薬の適正量等を調査し煙火玉の落下予想到着距離を確認すること。
- (4) 打ち出し又は吹き出した煙火玉、星、火の粉等の軌跡が変わることがないよう軌道上に障害物がないこと。
- (5) 打揚煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合の保安距離は、煙火の消費場所から別表1の3級保安距離及び第3号で確認した煙火玉の落下予想到着地点において別表1の2級保安距離を確保すること。加えて、上記で確保した2つの円の保安距離の共通外接線で囲まれた範囲も保安距離とする。
- (6) 別表3中2の(1)から(3)の演出効果用煙火（車花火等火の粉の吹き出し方向が変化するものを除く。）を垂直上方以外に向けて消費する場合の保安距離は、煙火の設置位置から、火の粉等が飛散する範囲の2倍（品質管理がなされた煙火については、1.5倍）以上の距離を確保すること。
但し、煙火から火の粉等が吹き出す角度の2倍に対する吹き出し方向以外は、当該煙火を垂直上方に向けて消費した場合に確保しなければならない保安距離とすることができる。
- (7) 別表3中2の(4)の演出効果用煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合の保安距離は、煙火の設置位置及び不点火等によって玉等が落下した場合の落下予想到着地点それぞれから当該煙火を垂直上方に向けて消費する場合に確保しなければならない保安距離を確保すること。加えて、上記で確保した2つの円の保安距離の共通外接線で囲まれた範囲も保安距離とする。
- (8) その他、特殊な消費方法については、煙火の種類及び消費場所並びに消費の実態に応じ、煙火の仕様、取扱方法及び消費の現象について

の資料をもってその都度、市長と協議すること。

(煙火の室内消費)

第9条 煙火を室内で消費する場合は、省令第56条の4の規定によるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 室内で消費できる煙火は、演出効果用煙火のうち、別表3中2の(1)から(3)（別表3中2の(3)の煙火については、星を打ち出すものに限る。）の煙火であって、星等の吹き出し高さが室内高さ（緞帳、照明等が吹き出し方向にある場合には、その高さ。）の3分の2以下であること。
- (2) 煙火は室内用として製造されたものであること。
- (3) 消費する際に発生する音が、観衆等に影響を及ぼさない音圧レベル若しくは、処置を講ずること。
- (4) 保安距離及び消費の方法については、第5条第3号及び第8条の規定を準用する。
- (5) 消費場所を所管する消防署長と連絡を密にとり、「禁止行為の解除承認」を受けること。
- (6) 観客等の避難路を確保し、避難誘導のための保安要員を配置すること。
- (7) 室内換気に十分配慮すること。
- (8) 煙火の消費場所付近には、消火設備を備えること。
- (9) 建物の所有者等に対して消費する煙火の性質等を十分説明し、煙火使用の承諾を得ること。
- (10) 市内において使用実績のない煙火については、市長と協議し、必要に応じて消費試験を行うこと。
- (11) その他、危害予防の措置が十分なされていること。

(煙火消費計画)

第10条 法第25条第1項の規定により消費の許可を受けた者は、省令第48条第1項の規定により提出した煙火消費計画を守らなければならない。

(警戒の措置)

第11条 映画の撮影等により地中に埋設して消費する場合には、第7条の

規定によるほか、次の各号に掲げる規定を守らなければならない。

(1) 煙火の覆土には、石塊類を含まないものを使用すること。

(2) 点火位置は、埋設地点が監視できる場所とし、危険がないことを確認した後でなければ点火してはならない。

(立入禁止措置)

第 12 条 消費に際しては、立入禁止区域を明示し、関係者以外は立ち入らないよう措置を講ずること。

(関係機関等との連絡)

第 13 条 消費に際しては、消費場所を管轄する消防署長及び必要に応じて警察署長又は、その他関係機関と事前に連絡をとり、火災等の災害発生の防止に万全を期すること。

別表1
打揚煙火の保安距離

煙火玉の 大きさ (直径)	玉の種類	保安距離 (m)		
		1級	2級	3級
7.5cm以下	ぽか物	100	40	25
	割り物	100	65	40
9cm以下	ぽか物	100	65	40
	割り物	140	100	60
12cm以下	ぽか物	110	75	45
	割り物	150	110	65
15cm以下	ぽか物	150	130	100
	割り物	210	180	130
18cm以下		220	190	130
24cm以下		250	210	130
30cm以下		290	240	150
45cm以下		300	250	200
60cm以下		400	300	

(注) 球形でない煙火玉については、当該煙火の容積を球形の直径に換算して上記表の保安距離とする。

別表2

水上（地上）仕掛の保安距離等

1 水上（地上）仕掛

この表で示す水上（地上）仕掛は、焰管を水面で消費する水中金魚及び煙火玉を水面又は平坦な地面上で消費する仕掛煙火をいう。

2 保安距離等

煙火の種類に応じ保安距離及び特に注意すべき消費の方法は、次表に掲げるとおりとする。

水中（地上）仕掛の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
(1) 水中金魚 水面に焰管を投げ込み、投げ込まれた焰管が火の粉を噴き出しながら水面上を走行するもの。	焰管の走行範囲から20m以上及び投げ込み位置から20m以上。	①手投げにより、確実に焰管を目的の水面に投げ込むこと。 ②その他の焰管の放出方法については、その都度知事と協議する。
(2) 水上花火（水中花火） 煙火玉を水面で開かせるもの。 ア. 竹竿や水面上に固定した台に煙火玉を設置して開かせるもの。	打揚煙火の3級保安距離以上。	①煙火玉等を固定するものが煙火玉の開発により破損し飛び散らないものを使用すること。但し、飛散した場合においても観客等に安全な材料である場合は除く。 ②煙火玉の固定位置及び煙火玉が移動しないよう確実に固定すること。
イ. モーターボート等に煙火玉を積んで走行し、人が導火線に火を付けて水面に投げ込み開かせるもの。	投げ込み位置から打揚煙火の3級保安距離以上。	①火の粉等によってボート内の煙火玉に点火しないよう配慮すること。 ②煙火玉の開発時間を考慮した消費方法とすること。 ③投げ込みは、熟練者が行うこと。
ウ. 打揚筒を傾斜させて設置し、水面に向けて打ち出し開かせるもの	打揚筒の設置位置から打揚煙火の3級保安距離及び煙火玉の開発予定位置から2級保安距離を確保し、打揚筒と煙火玉の開発予定位置においてできる保安距離の円の共通外接線で囲まれた範囲以上。	
(3) 地上花火 煙火玉を平坦な地面で開かせるもの	煙火の設置位置から打揚煙火の3級保安距離以上。	①煙火玉を平坦な地面に固定し、煙火玉の位置が移動しないようにすること。 ②煙火玉の開発位置は、土芝生等の場所とし、煙火玉の開発により石等の危険物が飛散しないような措置を講ずること。

別表3

演出効果用煙火（打揚煙火を除く。）の保安距離等

1 演出効果用煙火

映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会、テーマパークの特殊効果その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために消費する煙火をいう。

2 保安距離等

煙火の種類に応じ保安距離及び特に注意すべき消費の方法は、次表に掲げるとおりとする。

演出効果用煙火の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
<p>(1) 噴水、車花火等火の粉又は火花等を吹き出したり、爆竹、エアーストのようにその場で燃焼爆発するもの及びモーターヒットのように火炎及び煙を伴って燃焼するもの又は燃焼によって音、せん光、煙を伴うものであって発射薬を使用しないもの。 (手筒花火を除く。)</p>	<p>火の粉等が飛散する範囲の2倍(品質管理が十分なされた煙火については1.5倍)以上の距離であって最低5m以上。 但し、煙火に含まれる火薬の燃焼又は爆発が固定された容器内のみで消費されるもの(不慮の燃焼又は爆発があった場合を含む。)にあっては、観衆等が当該煙火及びその付随する設備に直接触れない距離とする。</p>	<p>①火の粉等の吹き出しが目的とする方向以外に吹き出さぬよう煙火の設置又は固定が確実に行われていること。 ②風等により火の粉等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること。</p>
<p>(2) 筒等から紙吹雪等を打ち出すものであって、打ち出す物が観衆等に対して安全なもの。</p>	<p>本表(1)の煙火に準じる。 但し、煙火に含まれる火薬の燃焼又は爆発が固定された容器内のみで消費されるもの(不慮の燃焼又は爆発があった場合を含む。)にあっては、観衆等が当該煙火及びその付随する設備に直接触れない距離とする。</p>	<p>①紙吹雪等の吹き出しが目的とする方向以外に吹き出さぬよう煙火の設置又は固定が確実に行われていること。 ②直接観衆等に向けて消費しないこと。</p>
<p>(3) 乱玉、花束、小トラ等発射薬を用いて打揚筒から星笛等を打ち出し二次開発しないもの。 但し、蜂の打ち出しを除く。</p>	<p>星等が飛散する範囲の2倍(品質管理が十分なされた煙火については1.5倍)以上の距離であって最低10m以上とする。</p>	<p>①不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても吹き出し方向以外に火の粉、星及び煙火の破片等が飛び散らない構造若しくは措置を講じること。 ②①が確保できない場合は保安距離を40m以上とする。 ③ 煙火の設置、固定が確実に行われていること。 ④風等により星等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること。</p>

別表3

演出効果用煙火の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
<p>(4) 球状若しくは円筒形等の玉の中に星、蜂、笛等を詰め込み、発射薬を用いて打揚筒等から打ち出して二次開発するもの。(星自体が開発するものを含む。)</p> <p>但し、玉等の最大直径が5cm以下であって、1発の玉又は星の火薬量が25g以下のものに限り。</p>	<p>星等が飛散する範囲の2倍(品質管理が十分なされた煙火については1.5倍)以上の距離で最低20m以上。</p>	<p>①不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても吹き出し方向以外に火の粉、星及び煙火の破片等が飛び散らない構造若しくは措置を講じること。</p> <p>②①が確保できない場合は保安距離を40m以上とする。</p> <p>③煙火の設置、固定が確実に行われていること。</p> <p>④風等により星等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること</p>
<p>(5) (1)から(4)に属さない演出効果用の煙火</p>	<p>煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度知事と協議する。</p>	<p>煙火の取扱方法について、十分検討し、危害予防に努めること。</p>

(注) 星又は火の粉等が飛散する範囲とは、星、火の粉又は火花が燃焼中に飛散する最大距離をいう。

別表4

手筒花火の保安距離等

1 手筒花火

火の粉又は火花を吹き出すか噴出する立火を人が手に持って消費する煙火をいう。

2 保安距離

装 薬 量	筒の吹き出し方向及び その後方に対する距離 (*)	筒の側面に対する 距離(*)	筒相互間の距離
300g未満	直立点火 — 直立点火以外 10m	5m	3m
300g以上 600g未満	20m	10m	
600g以上1,200g未満	30m	15m	
1,200g以上1,800g未満	40m	20m	
1,800g以上3,000g未満	60m	30m	5m

(*) 十分な高さの防災パネル又は、防災シートによる防護幕を張る等、十分な危害予防の処置をした場合は、この限りでない。

3 特に注意すべき消費の方法

特に注意すべき消費の方法は、次に掲げるとおりとする。

- ①消費中の移動範囲（消費区域）を消費場所に明示し、観客に対して安全な距離を点火する前に確保すること。
- ②吹き出し口及び筒底を観客に向けぬよう、手筒花火を持つ姿勢には十分注意すること。

(参考) 省令第56条の4抜粋

(煙火の消費)

第五十六条の四 消費場所において煙火を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- 二 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- 三 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。
- 四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこと。
- 五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。
- 六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。
- 七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- 2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。
- 3 前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。
 - 一 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。
 - 二 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
 - 三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
 - 四 煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。
 - 五 煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- 4 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
 - 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
 - 三 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。
 - 四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。
 - 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
 - 六 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
 - 七 消費の準備の終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。
- 八 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。

- 九 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。
- 十 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 十一 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第十四号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。
- ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。
- ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。
- 十二 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。
- 十三 第十一号イの場合（直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二メートル以上の距離をとること。
- 十四 第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。
- 十五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。
- イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。
- ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。
- 十六 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 5 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 一 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。
- 二 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は低抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、〇・〇アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。
- 三 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。
- 四 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。
- 五 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。
- 六 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
- 七 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。
- 八 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。
- 九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。

- 十 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。
- 十一 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で行うこと。
- 6 手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。
 - 二 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。
 - 三 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。
 - 四 火の粉が十分に噴き出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。
 - 五 手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
 - 六 手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。